

平成 18 年 1 月 1 日 告示第 86 号

改正沿革

南相馬市生垣づくり助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、鹿島都市計画事業西町土地区画整理事業により創出した宅地及び南相馬市鹿島区寺内地内の三里住宅団地の取得者(以下「取得者」という。)が緑ある生活環境づくりのために施工した生垣に係る費用の一部を助成し、取得者の定住化と緑あふれた潤いと安らぎのある新しい街づくりの促進を図ることを目的とする。

(助成金の交付)

第2条 市は、取得者が宅地内に生垣づくりを施工した費用について、助成金を交付するものとする。

(助成額)

第3条 助成金の額は、生垣を施工した費用が 10 万円以内の場合は工事費の額とし、10 万円を超える場合は 10 万円とする。

(資格要件)

第4条 この告示により助成金の交付を受けようとする者は、市内外に居住し、税等を完納している取得者でなければならない。ただし、生垣づくりを施工完了した日から1年を経過した時をもって資格喪失する。

(予祝)

第5条 この告示により助成金の交付を受けようとする者は、生垣づくり助成金交付申請書(様式第1号)に納税証明書等、資格要件を確認しうる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請に基づき助成金の交付を決定したときは、生垣づくり助成金交付決定通知書(様式第2号)を申請者へ交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他の不正な行為により助成金を受けた場合は、当該助成金の全額を返還させることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町生垣づくり助成金交付要綱(平成 12 年鹿島町訓令第 24 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年告示第 24 号)

この告示は、平成 19 年4月1日から施行する。